

専門委員会及び保護林管理委員会における主な意見

1. 第1回専門委員会における主な意見（平成30年8月7日開催）

論点	主な意見	保全管理計画(草案)への反映状況
やんばる森林生態系保護地域の利用のあり方	利用による環境への影響をモニタリングし、その結果を評価してアドバイスする仕組みを作る必要がある。	<p>【採択】</p> <p>「モニタリング調査等」（17 ページ6 行目～）に以下のとおり記述。 森林生態系保全のために必要なモニタリング調査等を定期的実施するものとする。モニタリング調査等の計画及び結果は保護林管理委員会において検討し、適切な保全管理を行うために活用することとする。また、モニタリング調査等の結果については、関係機関等と広く情報共有を図り、順応的管理を行うものとする。</p> <p>【略】</p> <p>なお、具体的な調査事項は次のとおりである。</p> <p>【略】</p> <p>(4)利用実態に関する調査(利用者数、利用目的、利用方法、利用場所、植生への影響評価等)</p>
	森林生態系保護地域なので、厳正に自然の価値を守るとするのが基本的なスタンスであって、利用したいという希望があれば、希望者側から保全計画を含めた事業計画を提示させればいいのか。	<p>【採択】</p> <p>まずは、利用ルールの周知を図ることが重要であり、その中で利用希望者が利用可能かどうか判断できない場合には、森林管理署に相談するよう示すこととする。</p> <p>「利用ルールの周知」（16 ページ29 行目～）に以下のとおり記述。 利用者が森林生態系保護地域の保存地区・保全利用地区の位置や利用ルールを容易に把握できるよう国有林内の管理道入口に看板・標識等の設置を行うほか、関係機関と連携して効果的な周知を行うものとする。</p> <p>(保全利用地区の歩道等以外の場所の利用を希望する場合)</p>

論点	主な意見	保全管理計画(草案)への反映状況
		<p>「その他のエリアについて」(16 ページ 17 行目～)に以下のとおり記述。 やんばる森林生態系保護地域の設定趣旨及び保全管理に関する基本的事項の考え方に照らし、原則として利用を控えることとする。 ただし、伝統文化の継承や地域振興の観点から、地域に根ざした社会的要請等特別の事情がある場合には、管轄する森林管理署と協議の上、希少野生動植物等自然環境に影響及ぼさないことを確認できる場合に限り利用できるものとする。</p> <p>「調査・研究目的による利用」(16 ページ 24 行目～)に以下のとおり記述。 調査研究目的の入林については、管轄する森林管理署の許可を得るものとする。</p>
やんばる森林生態系保護地域保全管理計画の記述の追加・変更	希少種・固有種に特化せず、生態系自体の管理について記述する方がやんばるには適しているのではないか。	<p>【採択】</p> <p>「生態系全体に関する事項」(13 ページ 3 行目～)に以下のとおり記述。 【略】</p> <p>森林生態系は多様な動植物相の相互関係のバランスによって維持されているため、絶滅のおそれのある種や希少種を保全するだけでなく、地域の自然に根ざして生息・生育している普通種も含め森林生態系全体として保全していくことが重要である。</p> <p>さらに、沖縄島北部の森林地域は、希少種、固有種が生息している中で、既述したように森林ツーリズムなど新たな森林利用が見られるなど、森林生態系全体の保全とその特徴を生かした利活用の両立が求められる地域がある。このため、地域のステークホルダーや関係行政機関を含めた合意形成が重要な課題となる。</p>

論点	主な意見	保全管理計画(草案)への反映状況
	<p>保全利用地区（バッファゾーン）を取り囲む道路が密猟・盗掘のアプローチになっているので、その管理についても記述すべき。</p>	<p>【採択】</p> <p>公道及び民有林林道については、林野庁は道路管理者ではないため道路の管理について記述することはできないが、密猟・盗掘を防止するため監視活動等を行うこととする。</p> <p>「植物種について」（13 ページ 21 行目～）に以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>また、希少種・固有種の盗掘・盗採防止のため、関係機関と連携して監視活動等の対策を実施することとする。</p> <p>「動物種について」（13 ページ 28 行目～）に以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>また、希少種・固有種の密猟防止のため、関係機関と連携して監視活動等の対策を実施することとする。</p>
	<p>森の文化や歴史を分かってもらうことが重要だと思うので、歴史的背景を記述した方がいいのではないか。</p>	<p>【採択】</p> <p>「歴史的背景（人と自然環境との関わり）」（9 ページ 12 行目～）の項目を追加。</p>
	<p>リュウキュウマツは面積が大きく、景観的な価値もあるので、その取扱いについて記述して欲しい。</p>	<p>【採択】</p> <p>「リュウキュウマツ林」（14 ページ 26 行目～）の項目を追加し、以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>したがって、リュウキュウマツは在来種であること、杣山制度に由来する歴史的経緯・価値を有する可能性があることを考慮し、自然の推移に委ねて自然植生へ積極的な復元措置は行わないこととする。なお、松くい虫による被害等を確認した場合には、必要に応じて伐倒駆除等必要な対応を実施し、当該林分の生育状況についてモニタリングし、順応的管理を進めつつ将来的には天然林への移行を図るよう取り扱うこととする。</p>

論点	主な意見	保全管理計画(草案)への反映状況
	<p>未返還地だが、30、32、33林班あたりはやんばるの重要なコアとなる場所なので、将来的に世界遺産にしたい旨を記述して欲しい。</p>	<p>【不採択】</p> <p>訓練場を含む米軍施設は日米安全保障条約に基づくものであり、本計画の中で返還を前提とした施策について記述することは困難である。</p>
	<p>北部訓練場では米軍が独自の保護対策を実施しているので、米軍との連携や情報共有についても記述すべき。</p>	<p>【不採択】</p> <p>林野庁と米軍との連携や情報共有については、防衛省等の関係機関にも相談の上、対応を検討したい。</p> <p>なお、北部訓練場における自然環境保全については、日本政府と米国政府との間に基本的協力合意書（2016年12月7日付け覚書）が存在しており、外来種対策を中心に日米間で継続的に意見交換が行われていると承知している。</p>
<p>やんばる森林生態系保護地域の保全管理に係る課題</p>	<p>それぞれの課題に誰が対応するのか明らかにすべき。</p>	<p>【採択】</p> <p>本計画は九州森林管理局が作成するものであり、基本的に局（沖縄署を含む）が取り組むことを記述することになる。なお、局以外の取組が必要な場合には、それぞれの課題について、関係機関と連携・協力して対応する旨を記述した。</p> <p>「保全管理の考え方と重点事項」（11ページ9行目～）に以下のとおり記述。</p> <p>【略】</p> <p>このため、現地の実態に応じた必要な施策について、関係機関等との連携を図りつつ実施するものとする。</p>
	<p>オーバーユースや希少種等のモニタリング手法の確立も課題として挙げるべき。</p>	<p>【不採択】</p> <p>オーバーユースや希少種等のモニタリング手法の確立については、林野庁の所掌事項ではないことから、記述しないこととした。なお、本意見等については関係機関に伝え</p>

論点	主な意見	保安全管理計画(草案)への反映状況
		ることとする。
	車やバイクがやんばるのコアエリアに入ってきた時に情報収集できる仕組みが必要である。	<p>【採択】</p> <p>利用ルールの周知を図るとともに、関係機関等との情報共有に努めることとする。</p> <p>「利用ルールの周知」(16 ページ 29 行目～)に以下のとおり記述。 利用者が森林生態系保護地域の保存地区・保全利用地区の位置や利用ルールを容易に把握できるよう国有林内の管理道入口に看板・標識等の設置を行うほか、関係機関と連携して効果的な周知を行うものとする。</p> <p>「関係機関等との連携」(17 ページ 24 行目～)に以下のとおり記述。 地域に根ざした保全・利用等の活動を行っている関係機関等との連携を深め、情報共有、課題の整理を行うなど、可能な限り正確な科学的データを基に合意形成に努めながら順応的管理を行うものとする。</p>
	利用に関する各村からの要望→課題の抽出→課題への対応というプロセスについて記述して欲しい。	<p>【採択】</p> <p>「利用に関する事項」(15 ページ 23 行目～)に以下のとおり記述。 やんばる森林生態系保護地域は、レクリエーション活動、環境教育活動、商業的活動、調査研究活動など幅広く利用される可能性があり、利用者が増加するとオーバーユースによる森林生態系の劣化が懸念される。これらの活動による影響の防止措置を講じるとともに、既に劣化が生じている場合には、森林生態系の維持・回復に努めるとともに普及啓発や利用ルールの確立など、関係機関と連携して保護と利用の調和を図るものとする。</p>

論点	主な意見	保全管理計画(草案)への反映状況

2. 第1回保護林管理委員会における主な意見（平成30年8月24日開催）

論点	主な意見	保全管理計画(草案)への反映状況
<p>やんばる森林生態系保護地域保全管理計画の記述の追加・変更</p>	<p>保存地区（コアゾーン）に隣接する勅令貸付地では、保存地区に対するバッファ効果を勘案しながら森林施業を行うことを明記してほしい。</p>	<p>【採択】</p> <p>「勅令貸付地に関する事項」（12 ページ 6 行目～）の項目を追加し、以下のとおり記述。 森林生態系保護地域に外接する勅令貸付地については、当該保護林の保全に十分配慮した管理経営が行われるよう、貸付先である沖縄県と十分に調整を図るものとする。</p>